

議員提出議案第18号

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和7年3月18日

提出者 秩父市議会議員 本 橋 貢

賛成者 秩父市議会議員 小 櫃 市 郎

同 笠 原 宏 平

同 清 野 和 彦

同 出 浦 章 恵

秩父市議会議長 堀 口 義 正 様

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和５年３月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報をもとに、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって政府は、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
- 2 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。
- 3 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年３月１８日

秩父市議会議長 堀 口 義 正

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
法務大臣	殿
厚生労働大臣	殿

議員提出議案第19号

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和7年3月18日

提出者 秩父市議会議員 本 橋 貢

賛成者 秩父市議会議員 小 櫃 市 郎

同 笠 原 宏 平

同 清 野 和 彦

同 出 浦 章 恵

秩父市議会議長 堀 口 義 正 様

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については満25歳以上、また参議院議員については満30歳以上と規定されている。この被選挙権について、最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第15条1項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」（最大判昭和43年12月4日）との見解が示されている。

我が国では、成人年齢および選挙権年齢である満18歳になると、親の同意なしに会社を設立し代表取締役就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することが出来るにも拘らず、被選挙権年齢は満25歳以上となっている。

一方でOECD加盟国では、下院での被選挙権年齢は満18歳以上が23か国、60.5%と最も多くなっており、日本の衆議院の様に25歳以上というのは、5か国、13.2%と少数派となっているのが現状である。また、選挙権年齢と被選挙権年齢を18歳以上と統一している国も過半数を超えている。

全国町村議長会からは、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加しており、このまま増え続けると仮定した場合、次の統一地方選までには全体の3分の1を超える34.1%の議会が無投票になる可能性があるとの見解が示されている。このため、地域の代表を選出する選挙を持続するための被選挙権年齢引き下げ等の対策が求められている。

よって政府においては、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢については満18歳以上に引き下げるとともに、若者の政治参画を促進するため、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや地方議会議員の報酬のあり方、さらには、若者団体の活動継続に必要な支援のあり方等について、抜本的な改革を行うことを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月18日

秩父市議会議長 堀 口 義 正

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿

議員提出議案第20号

パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和7年3月18日

提出者 秩父市議会議員 高 野 佳 男

賛成者 秩父市議会議員 小 櫃 市 郎

同 清 野 和 彦

同 出 浦 章 恵

同 本 橋 貢

秩父市議会議長 堀 口 義 正 様

パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する意見書

２０２３年１０月７日、イスラム原理主義組織ハマスの奇襲により、イスラエルでは約１，２００人が殺害、２５１人以上が人質に取られた。パレスチナ自治区ガザ地区にはなおも９０人以上が人質として拘束されている。これらは国際人道法に反するテロ行為であり、強く非難し人質の解放と戦闘行為の停止を求める。

一方、それに対し、イスラエルはガザ地区などに対し、大規模な武力攻撃を展開し、ガザ地区は壊滅的な被害を受けるとともに、甚大な人道的被害が続いた。ガザ地区でハマスが運営する保健省は、イスラエルの軍事作戦により４万６千人以上のパレスチナ人が殺害され、その大半が民間人であると発表しているが、本年２月９日に英国の医学誌『ランセット』はこの人数が過小である可能性があるとして指摘している。ガザ地区では、住宅の他、病院、教育施設、道路網などの公共インフラの大半が破壊され、国連の予測では住民の９１％が深刻な食糧不安に直面し、特にガザ北部では飢餓の水準に達した可能性があるとしてされている。これはイスラエルが主張する「自衛権」行使の許容範囲をはるかに超えるものであり、断じて認められるものではない。

一連の事態に対し、国連は２０２３年１０月２７日及び１２月１２日に「人道的休戦」及び人道支援の拡大等を求める決議を採択した。また、国際司法裁判所は、２０２４年１月２６日にイスラエルに対して、パレスチナ自治区ガザ地区のパレスチナ人への集団殺害（ジェノサイド）を防止するための暫定的な措置を命じ、さらに同年７月１９日にはイスラエルによるパレスチナ占領政策が国際法に違反しているとする画期的な判断を示している。国内でも昨年１２月３０日までに全１７８８の地方議会中、４２２の地方議会が停戦を求める決議を可決し、衆議院でも同年６月１３日の本会議でガザ地区の即時停戦を求める決議を可決した。

一昨年の１０月７日以来、１年３か月にわたる激しい戦闘を経て、本年１月１５日にイスラエルとパレスチナの双方により３段階から成る停戦合意がなされたことが発表され、その「第１段階」として１月１９日から６週間の停戦が実施されている。

当市議会としては、いかなる歴史的な経緯や理由があるにせよ、非戦闘員への攻撃や人質の拉致は、国際人道法や国際人権法、その他の国際法に違反する犯罪行為であり、決して容認することはできない。

したがって、当市議会はガザ地区の深刻な人道的危機を打開するために、イスラエルとハマスの双方をはじめとするすべての当事者、日本政府、国際社会に対し、停戦合意の第１段階に規定された停戦が確実に維持され、第２段階の恒久的な戦闘停止の宣言、及び第３段階のガザの復興の実現が遅滞なく進められるように下記の事項を実現することを求める。

記

- １ 人道目的の停戦の継続及び人質の即時・無条件の解放
- ２ 国際人道法を含む国際法の遵守
- ３ 民間人の被害の最小化、人道支援物資の供給を通じた人道危機の改善

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年３月１８日

秩父市議会議長 堀 口 義 正

内閣総理大臣 殿
外務大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿

議員提出議案第21号

秩父市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和7年3月18日

提出者 秩父市議会議員 小 櫃 市 郎

賛成者 秩父市議会議員 清 野 和 彦

同 浅 海 忠

同 木 村 隆 彦

同 笠 原 宏 平

同 宮 川 浩 司

同 小 松 穂 波

同 大 久 保 進

秩父市議会議長 堀 口 義 正 様

秩父市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

秩父市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年秩父市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）第２条第１０項の改正規定及び第１２条第５項の表第３８条第１項第１号の項の改正規定 令和７年４月１日

（２）第５３条から第５５条までの改正規定 令和７年６月１日

（経過措置）

- 前項第２号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行に伴い、所要の改正を行いたいため。